

# 確認検査業務手数料規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、株式会社ジェイ・イー・サポート確認検査業務規程（以下「業務規程」という。）第47条に基づき、株式会社ジェイ・イー・サポート（以下「ジェイ・イー」という。）が実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

## (建築物に関する確認の申請手数料)

第2条 業務規程第17条に規定する建築物に関する確認の申請に係る手数料の額は、確認申請一件につき、別表第1（本社の業務区域）、別表第11（東京支店の業務区域）又は別表21（福岡事務所の業務区域）に掲げるとおりとする。

2 確認申請に係る建築計画において、避難安全検証法等別表第1の2（本社の業務区域）、別表第11の2（東京支店の業務区域）又は別表21の2（福岡事務所の業務区域）に掲げる設計方法等による場合の手数料額は、同表に掲げる額を第1項の規定による手数料の額に加算した額とする。

3 建築基準法施行令第81条第2項第2号イの規定に基づく構造計算（ルート2）を行った建築物の確認申請の場合で、建築基準法第6条の3第1項ただし書きによる確認審査を行う場合は、別表第1の3（本社の業務区域）、別表第11の3（東京支の業務区域）又は別表21の3（福岡事務所の業務区域）に掲げる額を第1項の規定による手数料の額に加算した額とする。

4 確認申請書が提出された建築物が、建築基準法第6条の3第1項に基づく構造計算適合性判定を受けなければならない場合は、確認申請の構造審査と構造計算適合性判定機関の構造審査の調整を行うため、別表第1の4（本社の業務区域）、別表第11の4（東京支店の業務区域）又は別表21の4（福岡事務所の業務区域）に掲げる額を第1項の手数料の額に加算した額とする。

5 審査の過程で、審査に多大な労力や費用を要するものは、別表第1の6（本社の業務区域）又は別表11の6（東京支店の業務区域）又は別表21の6（福岡事務所の業務区域）に掲げる額を第1項の手数料の額に加算した額とする。

6 別表第1（本社の業務区域）、別表第11（東京支店の業務区域）又は別表21（福岡事務所の業務区域）の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、算定するものとし、算定方法は、別表第2（本社の業務区域）、別表第12（東京支店の業務区域）又は別表22（福岡事務所の業務区域）に掲げるとおりとする。

### (1) 建築物の新築、改築、移転をする場合

- ① 新規に確認申請をする場合
- ② 計画変更の確認申請をする場合
- ③ ジェイ・イーが確認審査中であった計画を取り下げ、概ね同一の計画を再申請する場合

### (2) 建築物の増築、大規模の修繕、大規模の模様替、用途変更を行う場合

- ① 新規に確認申請をする場合
  - a 同一棟のみの場合
  - b 別棟がある場合
- ② 計画変更の確認申請をする場合
  - a 同一棟のみの場合
  - b 別棟がある場合

- ③ ジェイ・イーが確認審査中であった計画を取り下げ、概ね同一の計画を再申請する場合

7 上記規定に当てはまらないものは、別途、見積りによることとする。

#### (建築設備に関する確認の申請手数料)

第3条 業務規程第17条に規定する建築設備（建築基準法施行令（以下「令」という。）第146条第1項第1号及び第2号に規定する昇降機に限る。）に関する確認の申請に係る手数料の額は、別表第5（本社の業務区域）、別表第15（東京支店の業務区域）又は別表25（福岡事務所の業務区域）に掲げるとおりとする。

2 建築基準法（以下「法」という。）第87条の2において準用する昇降機以外の建築設備に関する確認の申請に係る手数料の額は、別に定める。

#### (工作物に関する確認の申請手数料)

第4条 業務規程第17条に規定する工作物で令第138条第1項から第3項に規定する工作物に関する確認の申請に係る手数料の額は、別表第6（本社の業務区域）、別表第16（東京支店の業務区域）又は別表26（福岡事務所の業務区域）に掲げるとおりとする。

2 令第138条第3項第2号に規定する自動車車庫に関する確認の申請に係る手数料の額は第2条に規定する建築物に関する確認の申請に係る手数料を準用するものとし、別表第1（本社の業務区域）、別表第11（東京支店の業務区域）又は別表21（福岡事務所の業務区域）に掲げる手数料を適用する。この場合において、別表第1（本社の業務区域）、別表第11（東京支店の業務区域）又は別表21（福岡事務所の業務区域）の「床面積」とあるのは「築造面積」と読み替えるものとし、築造面積の合計の算定については第2条第3項の規定を準用する。

#### (建築物に関する中間検査の申請手数料)

第5条 業務規程第26条に規定する建築物に関する中間検査の申請に係る手数料の額は、中間検査申請一件につき、別表第1（本社の業務区域）、別表第11（東京支店の業務区域）又は別表21（福岡事務所の業務区域）に掲げるとおりとする。

2 別表第1（本社の業務区域）、別表第11（東京支店の業務区域）又は別表21（福岡事務所の業務区域）の床面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、算定するものとし、算定方法は、別表第3（本社の業務区域）、別表第13（東京支店の業務区域）又は別表第23（福岡事務所の業務区域）に掲げるとおりとする。

- (1) 階数が3以上である共同住宅の2階床及びこれを支持する梁に鉄筋を配置する工事の工程の場合
- (2) 建設地の特定行政庁が指定する工程の場合

#### (建築物に関する完了検査の申請手数料)

第6条 業務規程第32条に規定する建築物に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、第3項を除き完了検査申請一件につき、別表第1（本社の業務区域）、別表第11（東京支店の業務区域）又は別表21（福岡事務所の業務区域）に掲げるとおりとする。

2 別表第1（本社の業務区域）、別表第11（東京支店の業務区域）又は別表21（福岡事務所の業務区域）の床面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ算定するものとし、算定方法は別表第4（本社の業務区域）、別表第14（東京支店の業務区域）又

は別表 2 4（福岡事務所の業務区域）に掲げるとおりとする。

- (1) 建築物の新築、改築、移転をする場合
  - (2) 建築物の増築、大規模の修繕、大規模の模様替をする場合
    - ① 同一棟のみの場合
    - ② 別棟がある場合
- 3 ジェイ・イーから仮使用認定を受けた建築物の完了検査申請に係る手数料の額は、完了検査申請の延床面積から仮使用認定を受けた部分の延床面積を差し引いた面積に応じた別表第 1（本社の業務区域）、別表第 1 1（東京支店の業務区域）又は別表 2 1（福岡事務所の業務区域）の完了検査の欄に掲げる額に、別表第 1 の 5（本社の業務区域）、別表第 1 1 の 5（東京支店の業務区域）又は別表 2 1 の 5（福岡事務所の業務区域）に掲げる額を加算した額とする。
- 4 完了検査に係る建築物が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）第 12 条で定める建築物省エネルギー消費性能適合判定を受けた建築物である場合は、第 1 項又は前項の額に、別表第 1 の 7（本社の業務区域）、第 1 1 の 7（東京支店の業務区域）又は第 2 1 の 7（福岡事務所の業務区域）の額を加算する。

#### （建築設備に関する完了検査の申請手数料）

- 第 7 条 業務規程第 3 2 条に規定する建築設備（令第 146 条第 1 項第 1 号に規定する昇降機に限る。）に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、別表第 5（本社の業務区域）、別表第 1 5（東京支店の業務区域）又は別表 2 5（福岡事務所の業務区域）に掲げるとおりとする。
- 2 法第 87 条の 2 において準用する昇降機以外の建築設備に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、別に定める。
- 3 ジェイ・イーから仮使用認定を受けた建築設備の完了検査の申請手数料は、建築物の完了検査と同時検査の場合は 5 千円とし、別途検査の場合は、1 万円とする。

#### （工作物に関する完了検査の申請手数料）

- 第 8 条 業務規程第 3 2 条に規定する工作物に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、別表第 6（本社の業務区域）、別表第 1 6（東京支店の業務区域）又は別表 2 6（福岡事務所の業務区域）に掲げるとおりとする。
- 2 令 138 条第 3 項第 2 号に規定する自動車車庫に関する完了検査の申請に係る手数料の額は第 6 条に規定する建築物に関する完了検査の申請に係る手数料を準用するものとし、別表第 1（本社の業務区域）、別表第 1 1（東京支店の業務区域）又は別表 2 1（福岡事務所の業務区域）に掲げる手数料を適用する。この場合において、「床面積」とあるのは「築造面積」と読み替えるものとする。
- 3 ジェイ・イーから仮使用認定を受けた工作物の完了検査の申請手数料は、建築物の完了検査と同時検査の場合は 5 千円とし、別途検査の場合は、1 万円とする。

#### （仮使用認定に関する申請手数料）

- 第 9 条 業務規程第 3 9 条に規定する建築物に関する仮使用認定の申請に係る手数料の額は、申請部分の延床面積に応じた別表第 1（本社の業務区域）、別表第 1 1（東京支店の業務区域）又は別表 2 1（福岡事務所の業務区域）の完了検査の欄に掲げる額に、別表第 1 の 5（本社の業務区域）、別表第 1 1 の 5（東京支店の業務区域）又は別表 2 1 の 5（福岡事務所の業務区域）に掲げる額を加算した額とする。

2 建築設備又は工作物に係る仮使用認定の申請を建築物の仮使用認定の申請と同時に  
行う場合の手数料の額は、当該建築設備又は工作物に係る別表第5（本社の業務区域）  
又は別表第6（本社の業務区域）、別表第15（東京支店の業務区域）又は別表16（東  
京支店の業務区域）若しくは別表第25（福岡事務所の業務区域）又は別表26（福  
岡事務所の業務区域）に掲げる額とする。

また、建築設備又は工作物に係る仮使用認定の申請を建築物の仮使用認定の申請と  
別途に行う場合は、当該建築設備又は工作物に係る別表第5（本社の業務区域）又は  
別表第6（本社の業務区域）、別表第15（東京支店の業務区域）又は別表16（東京  
支店の業務区域）若しくは別表第25（福岡事務所の業務区域）又は別表26（福岡  
事務所の業務区域）に掲げる額に、別表第1の5（本社の業務区域）、別表第11の5  
（東京支店の業務区域）又は別表21の5（福岡事務所の業務区域）に掲げる額を加  
算した額とする。

#### （検査に係る出張費・交通費）

第10条 中間検査、完了検査のために確認検査員等の職員が出張する場合、別表第7  
（本社の業務区域）、別表第17（東京支店の業務区域）又は別表27（福岡事務所の  
業務区域）に掲げる検査については当該表に掲げる手数料を適用し、その他の検査に  
ついては第6条から第8条の手数料の額に、交通費の実費相当額を加算する。

#### （手数料の減額）

第11条 ジェイ・イーが行う他の業務を確認又は検査とあわせて申請する場合の申請  
手数料については、別に定めることができる。

2 多量の申請が継続して見込める場合の確認又は検査の申請手数料については、別に  
定めることができる。

3 申請の内容が繰り返し反復している場合、同一確認申請に係る建築物で複数回仮使  
用認定が申請される場合など、確認又は検査の時間が軽減される場合は、軽減される  
程度により申請手数料を減額することができる。

#### （手数料の増額）

第12条 第2条第1項の規定において、既存建築物の適法性について疑義があるもの、  
審査の途中で大幅な変更を要し再審査の度合いが大きいもの、敷地の安全性について  
土木的な安全の検討を要するもの、Midas i gen ,STAN/3D の構造計算ソフトを使用し  
て構造の安全性を検討しているもの、施行令の規定を逸脱するため別途安全性を検討  
するもの、平成18年国土通省告示第185号に定める基準によって地震に対して安  
全であることを確かめるもの、その他の理由で審査に相当の時間又は困難な審査を要  
するもの、若しくは通常の審査では行わない予想外の審査事項がある場合は、確認の  
申請手数料を割増すものとする。

2 ジェイ・イーが行った建築物の確認処分に対して、行政不服審査法に基づく審査請  
求がなされた場合、または民事訴訟が起こされた場合は、確認処分後であっても別途  
手数料が生じるものとする。

3 申請手数料を割増す場合の割増額又は別途手数料が生じる場合の別途手数料は、ジ  
ェイ・イーと申請者が協議して定めるものとする。

#### （手数料の納入等）

第13条 各申請書を受付した時、確認申請に係る引受承諾書又は検査に係る中間検査

引受証若しくは完了検査引受証の交付と同時に請求書を発行する。また引受後前条第1項又は第2項の手数料が生じた場合は、その時点で請求書を発行する。

- 2 確認申請書の受付は、事前審査の質疑が2回終わった時に行うことを原則とする。
- 3 手数料は、それぞれ確認済証、中間検査合格証又は検査済証を交付するまでに納入するものとする。

#### (再発行の手数料)

第14条 確認済証、中間検査合格証又は検査済証を再交付する場合の手数料は、1通につき5千円（税抜）とする。

#### (確認済証交付物件に係る確認申請書の写しを提供する場合の写し作成手数料)

第15条 確認済証交付物件の申請者又はその代理人が、当該確認申請書の写しの提供を申し出た場合、当該写しの作成手数料は、A3判以下の図書は1枚40円（税抜）とし、A2判以上の図書は別途見積した額とする。

#### (付則)

この規程は、平成17年 4月 1日から施行する

改定：平成17年 8月 1日

改定：平成17年10月 3日

改定：平成18年 6月 1日

改定：平成19年 7月25日

改定：平成19年12月25日

改定：平成20年 9月 1日

改定：平成20年10月 1日

改定：平成21年 9月25日

改定：平成22年10月 1日

改定：平成23年 7月15日

改定：平成23年 9月 1日

改定：平成23年10月 1日

改定：平成24年 5月 1日

改定：平成24年 7月 1日

改定：平成24年 7月13日

改定：平成24年 9月 1日

改定：平成24年11月 1日

改定：平成25年 7月 1日

改定：平成26年 8月 1日

改定：平成27年 5月 1日

改定：平成27年 6月 1日

改定：平成27年 8月 1日

改定：平成27年10月 3日

改定：平成28年 2月 1日

改定：平成28年 5月 2日

改定：平成29年 3月 1日

改定：平成29年 3月13日

改定：平成29年11月 1日

改定 : 平成30年 3月 1日  
改定 : 平成30年 4月 1日  
改定 : 平成30年10月15日